あさぎり町
建築物耐震改修促進計画

平成 22 年 5 月

平成 29 年 5 月《改定》

あ さ ぎ り 町

あさぎり町建築物耐震改修促進計画
目　次

第１章．はじめに　1

1-1　計画策定の必要性 …… 1
1-2　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 …… 1
1-3　計画の目的 …… 3
1-4　位置づけと計画期間 …… 3

第２章．想定される地震被害の想定　5

2-1　人吉盆地南縁断層の概要 …… 5
2-2　揺れやすさ（震度分布図）の想定 …… 6

第３章．耐震化を促進するための基本的な考え方　9

3-1　町と所有者の役割分担 …… 9
3-2　重点的に耐震化を促進する地域・建築物 …… 9

第４章．建築物の耐震化の現状　13

4-1　既存建築物の耐震化状況調査 …… 13
4-2　一般住宅の耐震化の現状 …… 13
4-3　特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状 …… 14
4-4　耐震診断が義務付けとなる建築物 …… 15

第５章．耐震化に関する基本方針と目標設定　16

5-1　目標達成に向けた取組み姿勢 …… 16
5-2　耐震化の基本方針 …… 17
5-3　民間建築物等の耐震化を促進するための支援 …… 17
5-4　重点的に耐震化を促進する道路（沿道建築物の耐震化） …… 18
5-5　重点的に耐震化を促進する地域 …… 20
5-6　耐震化の目標設定 …… 22

第６章．耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策　26

6-1　住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発 …… 27
6-2　住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備 …… 30
6-3　町有建築物の耐震化の推進 …… 31
6-4　耐震診断及び改修促進のための支援 …… 32
6-5　地震時の総合的な安全対策 …… 35

第７章．計画の実現に向けて　39

7-1　計画の進行管理 …… 39

資料編

1.用語の説明
2.震度階級の解説
3.関係法令
4.揺れやすさマップ

第1章.はじめに

1-1　計画策定の必要性

平成 28 年熊本地震の被害状況

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、最大震度 7 の揺れを 4 月 14 日及び 4 月 16 日の 2 度にわたり観測し、数多くの建築物が倒壊するなど、甚大な被害が発生しました。

更に、平成 28 年 10 月 21 日に最大震度 6 弱を記録した鳥取県中部地震が発生するなど、平成 28 年熊本地震を前後して大規模な地震が全国のいたる所で頻発しています。

一方、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、国では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号) を制定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図っていましたが、その後の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の頻発及び東海、東南海・南海地震の発生の切迫性等を受けて、2 度にわたる法改正を実施（平成 18 年 1 月 26 日及び平成 25 年 11 月 25 日施行）し、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充を行ってきました。

あさぎり町では、平成 22 年 5 月、「建築物耐震改修促進計画」を定め、「①地震防災マップの作成と公表」「②耐震診断・改修促進のための支援施策」「③町有建築物に対する耐震改修促進の取組み」「④熊本県及び関係機関との連携」を主な取り組みとして建築物の耐震化を図ってきました。

しかしながら、その必要性にもかかわらず、危機意識の低さや費用・技術的な問題などによって、住宅・建築物の耐震化が思うように進んでいない状況下において、平成 28 年熊本地震が発生したことで、耐震改修に向けた取り組みの必要性、重要性が増し、新たな課題も発生しているため、本計画の見直しを行いました。

1-2　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されましたが、思うように進んでいない現状から、平成18 年に改正施行され、平成25年11月に一部改正を実施しました。一部改正では、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、**全ての建築物の耐震化の努力義務**・**不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化**・**耐震診断結果の公表**などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が盛り込まれました。（次ページ参照）

また、国は「耐震改修促進法」に基づき、「国の基本方針」のほか、「国土強靱化アクションプラン 2015」等においては、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化を図ることとしています。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針：平成 28 年 3 月 25 日」では、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

熊本県では、「熊本県建築物耐震改修促進計画」において平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅および特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標に定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化を図ることとしています。

【参考】改正耐震改修促進法の主な改正点

平成 25 年 11 月 25 日に施行された、改正耐震改修促進法の主な改正点は以下のとおりです。

①建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断・改修の努力義務対象	**○多数の者が利用する一定規模以上の建築物** **○一定規模以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場** **○マンションを含む住宅や小規模建築物等**
耐震診断の義務対象	**○要緊急安全確認大規模建築物** ・不特定多数の者が利用する大規模建築物（病院、店舗、旅館等） ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物（老人ホーム、小学校、幼稚園等） ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等 **耐震診断結果の報告期限：平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告** **○要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）** ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ・防災拠点建築物（官公署、病院等） **耐震診断結果の報告期限：地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告**

②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

○耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例

・新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設

○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4 以上→過半数）

○耐震性に係る表示制度の創設

・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

※法律の改正等に伴う国の基本方針の見直し

○住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

・平成 27 年までに少なくとも 9 割

・平成 32 年までに少なくとも 95%、
平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消（平成 28 年 3 月改定）

○法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改定等

1-3　計画の目的

平成19年3月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が策定されたことに伴い、町においても、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の普及啓発及び措置等の事項を定め、平成22年度から平成27年度までの6ヵ年を計画期間とした、「あさぎり町建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

「耐震改修促進計画」とは、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識のもと、地震による建築物の倒壊被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、町内にある特定既存耐震不適格建築物や住宅、公共建築物について建築基準法耐震基準に照らした現状把握や耐震化の状況、今後の目標、耐震改修の促進にあたっての実施施策等について検討し、町における耐震改修を促進し、地震災害に強いあさぎり町を実現するための計画です。

「耐震改修促進計画」に従い、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、あさぎり町においても国・県と同じ平成 27 年度末の耐震化率 90%を目標に、取り組みを実施してきましたが、国・県と同様に、目標達成は困難な状況にあります。

地震災害に強いあさぎり町を実現するためには、これまでの取り組みを見直すとともに、より効果的な取り組みを実施する必要があります。そこで、最新の「耐震改修促進法」、「県促進計画」に則した、あさぎり町の建築物耐震改修促進計画（以下「町促進計画」という。）を策定（改定）します。

1-4　位置づけと計画期間

1）位置づけ

町促進計画は、耐震改修促進法ならびに県促進計画を勘案し、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の普及啓発や措置等の事項を定め、町における耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づけを行うものです。併せて、「あさぎり町地域防災計画」における震災対策等と整合を図り定めるものです。

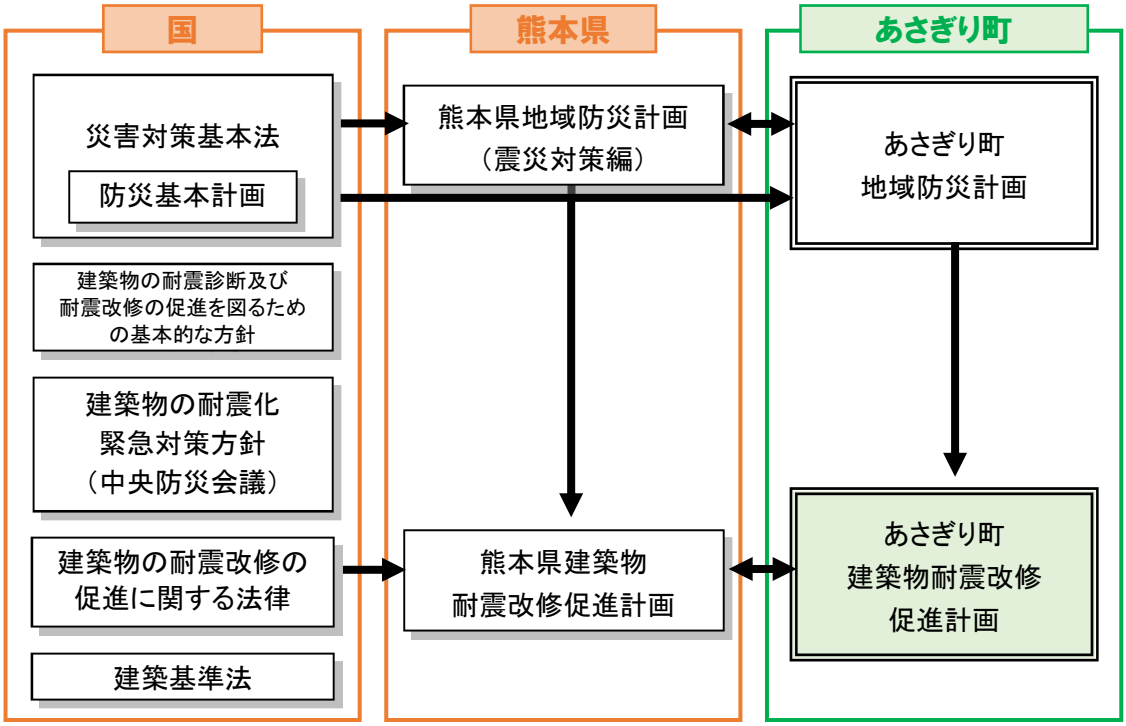

図　本計画の位置づけ

2）計画期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

※改定前の計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間。

なお、本町の耐震化率の目標設定については、熊本県の目標年次である平成 37 年度末に合わせるものとし、中間年次である平成 33 年度を目途に、目標の達成状況や今後の社会情勢の変化等を把握した上で、計画の見直しを行うものとします。

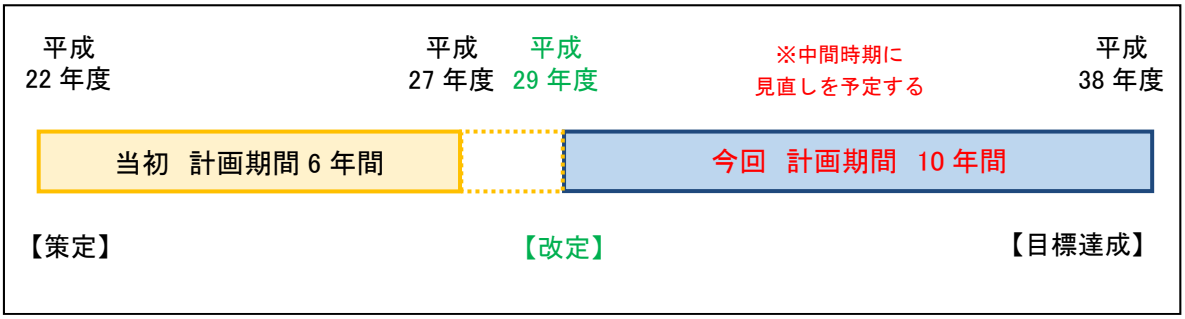

図　計画期間の計画期間および見直し時期

3）対象建築物

本計画の対象地域は、町内全域とし、①一般住宅、②特定既存耐震不適格建築物を対象建築物とします。

表　対象となる建築物

項　目		内　容
①　一般住宅		戸建住宅、共同住宅等
②　特定既存耐震不適格建築物	《町有》第1号 特定既存耐震不適格建築物	不特定多数の人が利用する建築物等
	《民間》第1号 特定既存耐震不適格建築物	
	第2号 特定既存耐震不適格建築物	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	第3号 特定既存耐震不適格建築物	倒壊時、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある住宅･建築物

第2章. 想定される地震被害の想定

第2章では、熊本県に位置する多くの断層の中で、あさぎり町に最も影響を与えることが想定される、人吉盆地南縁断層による地震が発生した際の被害等について整理します。

2-1　人吉盆地南縁断層の概要

人吉盆地南縁断層は、熊本県球磨郡湯前町から同郡多良木町、同郡あさぎり町、同郡錦町を経て、人吉市東部に至る断層です。長さは約22ｋｍで、概ね北東－南西方向に延びています。

本断層は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する正断層です。

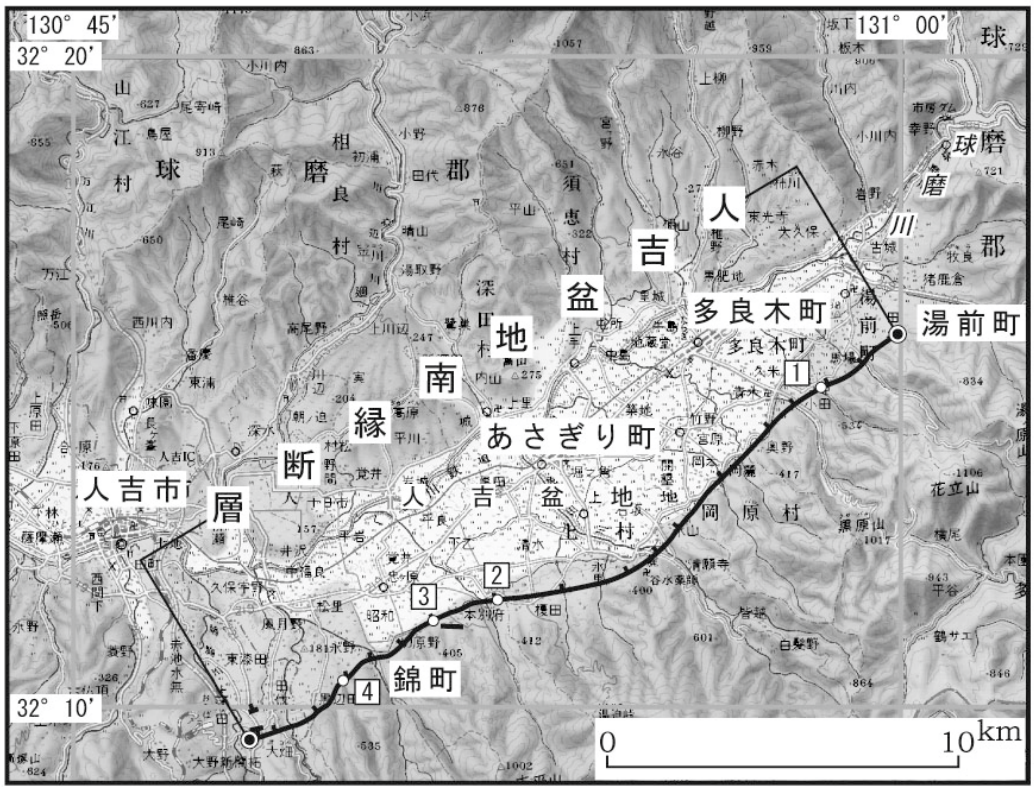

図　人吉盆地南縁断層

人吉盆地南縁断層は、全体が１つの区間として活動し、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定されます。

その際、断層近傍の地表面では、断層の南東側が北西側に対して２m程度高まる段差が生じると推定されます。

国の機関である地震調査研究推進本部がおこなったシミュレーションによると、人吉盆地南縁断層でマグニチュード7.1程度の規模の地震が発生した場合、右図のように、町内の広い範囲で6強の揺れが発生し、町全域において震度5強以上の揺れが発生すると予測しています。

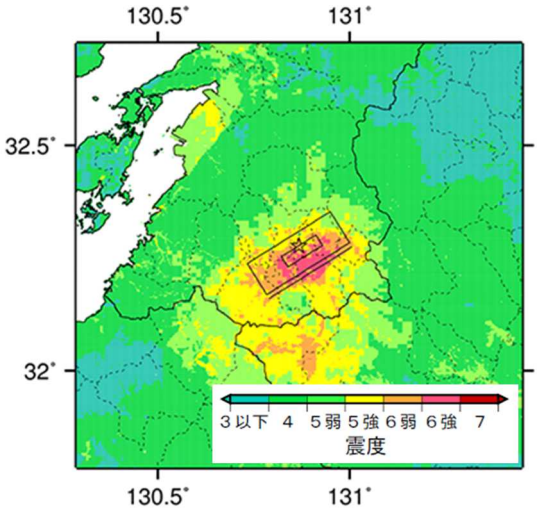

図　詳細法震度分布

資料：地震調査研究推進本部ホームページ

2-2　揺れやすさ（震度分布図）の想定

揺れやすさ（震度分布図）は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の研究成果を基に作成された地震動予測地図データを用いて想定しました。

1）地震動予測地図データ（震源断層を特定した地震の強震動予測手法）

強震動予測手法は、①特性化震源モデルの設定、②地下構造モデルの作成、③強震動計算、④予測結果の検証の４つの過程からなります。

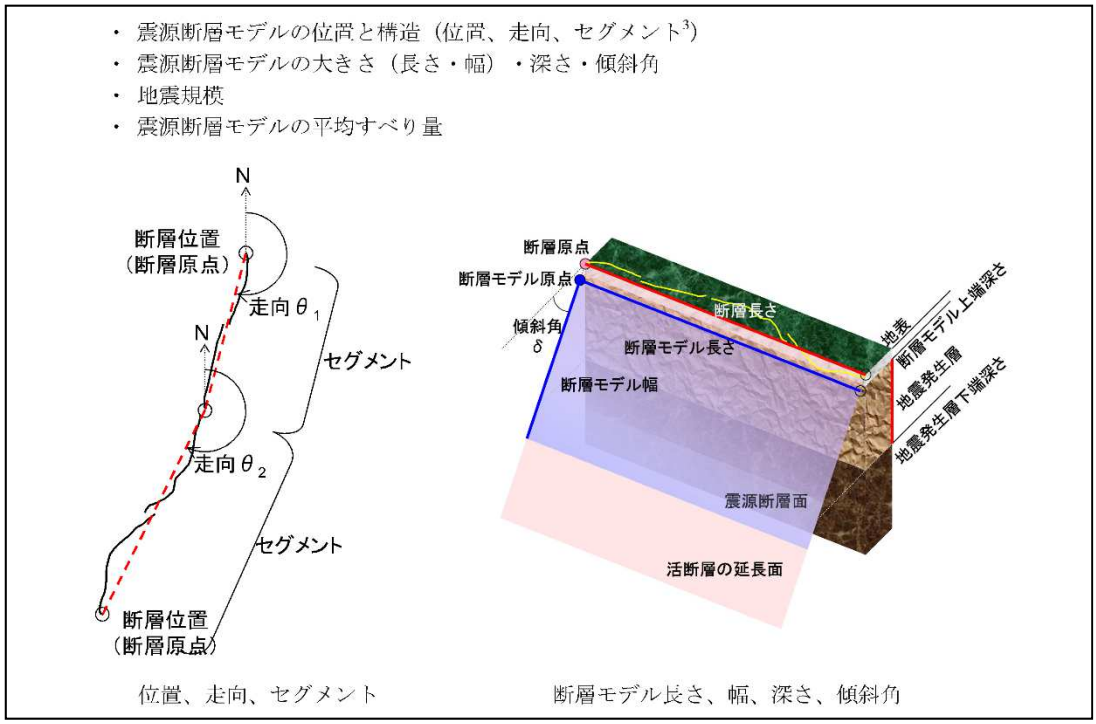

図　特性化震源モデル:（本町に影響を与える活断層をモデル化）

資料：国立研究開発法人防災科学技術研究所ホームページ

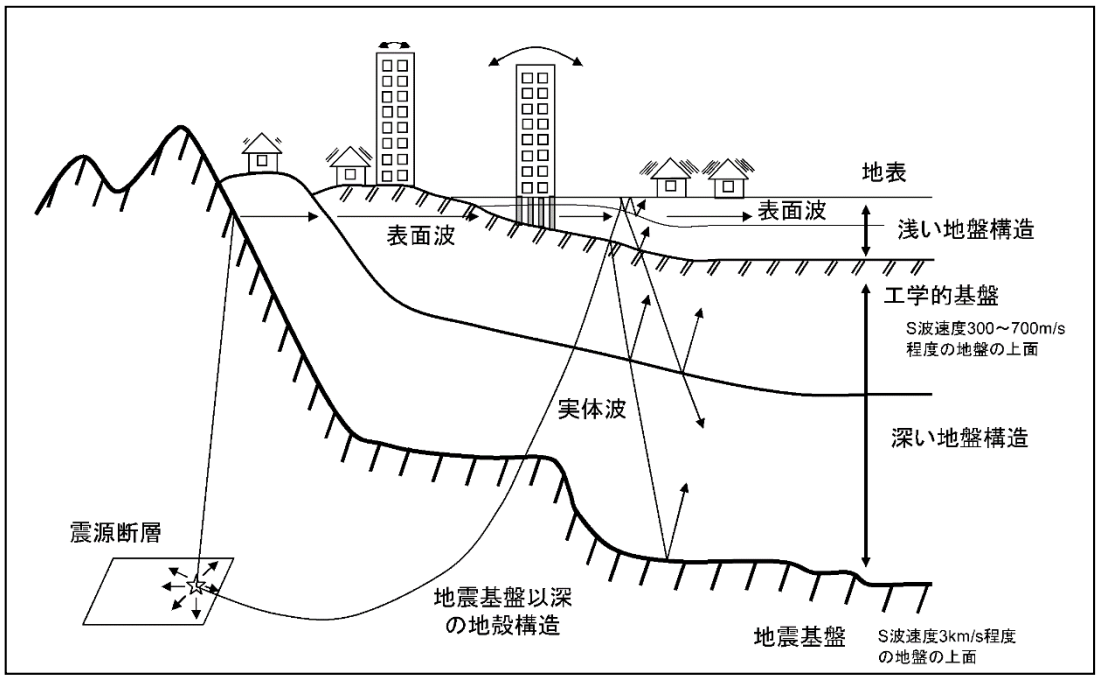

図　地下構造モデル:（本町の地盤をモデル化）

資料：国立研究開発法人防災科学技術研究所ホームページ

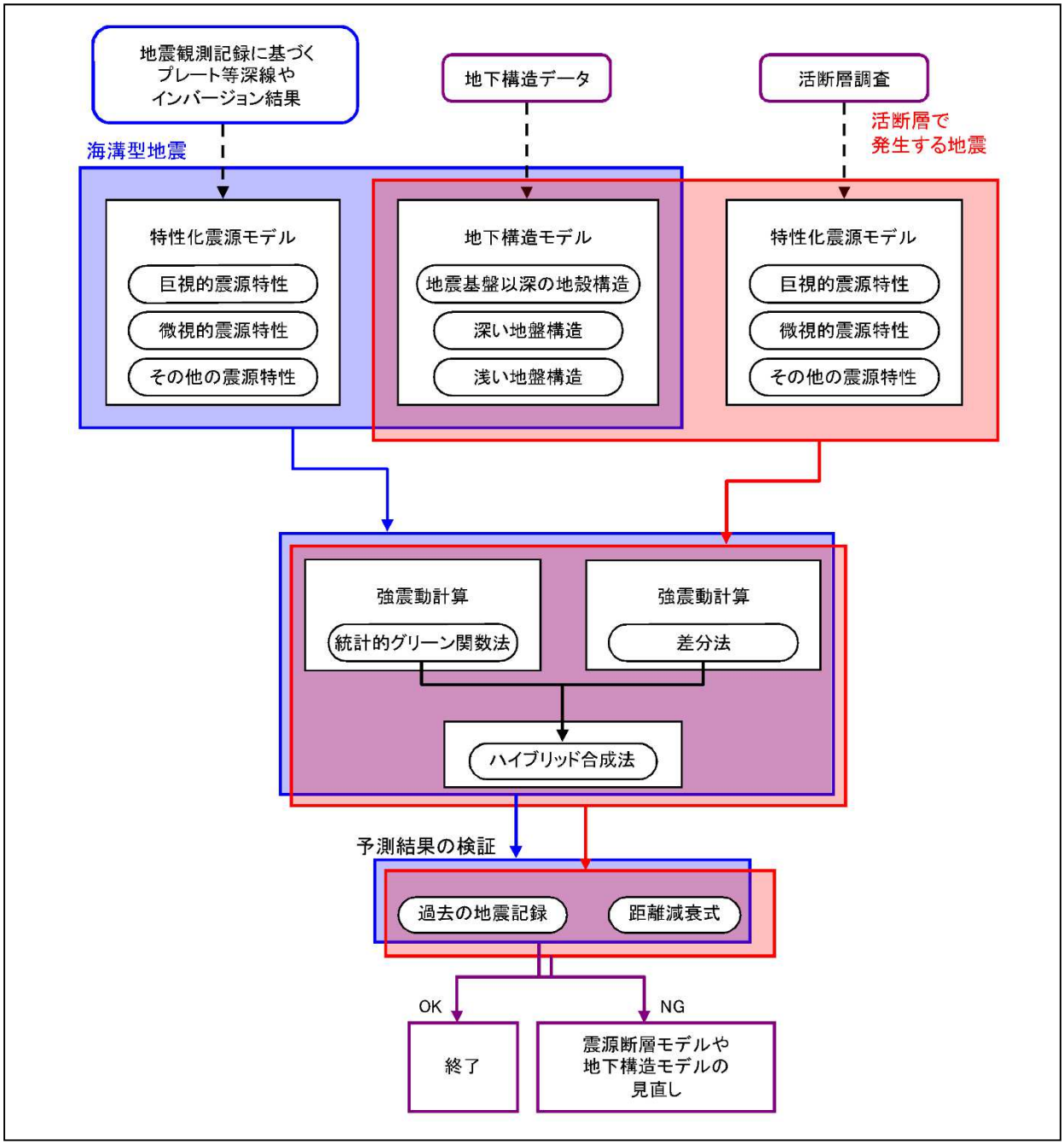

図　震源断層を特定した地震の強震動予測手法(ハイブリッド合成法)の流れ

資料：国立研究開発法人防災科学技術研究所ホームページ

2）揺れやすさ

人吉盆地南縁断層において想定される最大震度を図に示します。

本町においては、中心部では、震度６強、部分的（深田東）に震度７が想定され、南部では、中山間地（皆越）でも震度６弱のゆれが想定されています。

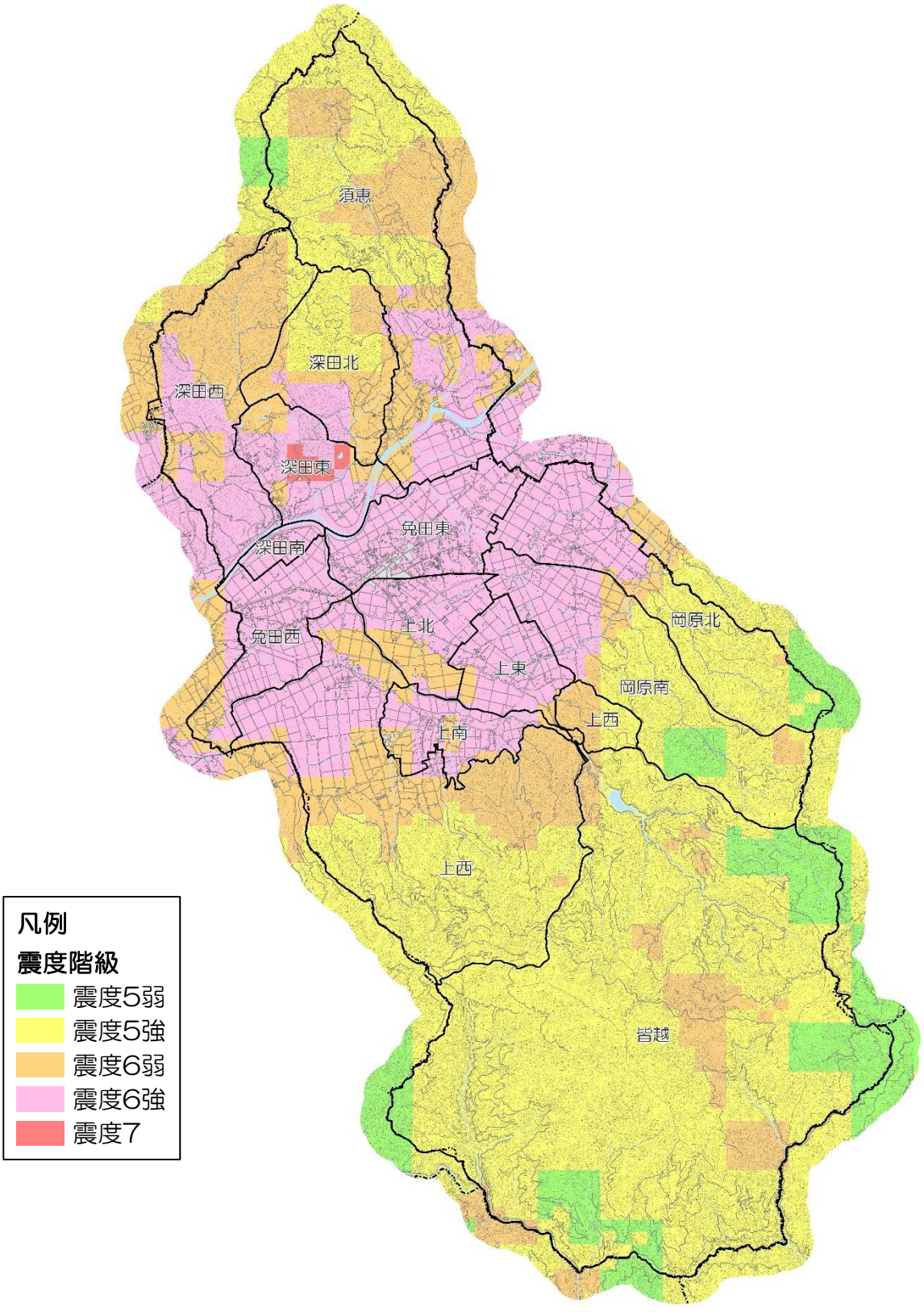

図　揺れやすさ（想定震度分布図）

※基盤地図情報基本項目（２次メッシュ）を用いて作成しています。

第3章. 耐震化を促進するための基本的な考え方

3-1　町と所有者の役割分担

改正された耐震改修促進法では、計画的な耐震化を推進するため、国、県、市町村、国民のそれぞれの主体の努力義務が規定されています。県、町、関係団体及び建築物所有者は、適切な役割分担のもと、それぞれ連携しながら、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む必要があります。

町の役割

町は、地域と一体となった地震防災対策の取組や地域の自主防災組織などとの連携による住宅・建築物の所有者等に対する防災意識の普及啓発のため、以下の施策に取り組みます。

① 町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震化
② 県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
③ 防災町内会活動の活用、町広報紙及び地震防災マップ等による普及啓発活動
④ 相談窓口等の開設

建築物所有者等の役割

所有者は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性や地域防災対策を、自らの問題のみならず、地域の問題として意識し、建築物の安全性を向上させるよう努めることが重要です。そのためには、以下の4つを柱とした防災対策に取り組むことが必要となります。

① 耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護
② ブロック塀倒壊・非構造部材等の落下に対する安全対策
③ エレベーターの閉じ込め防止対策
④ 地域防災活動への積極的な参加・震災後の地域協力体制の確保

3-2　重点的に耐震化を促進する地域・建築物

重点的に耐震化を促進する地域

■緊急輸送道路を閉塞する建築物のある地域

緊急輸送道路沿道の建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞させ、多数の者の円滑な避難や物資等の輸送、被害を受けた施設の復旧活動等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿道の地域について重点的に耐震化を促進します。

■避難路を閉塞する建築物のある地域

避難路沿道の建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞させ、避難時の避難場所への避難路を妨げるおそれ、ならびに避難場所への物資等の輸送を妨げるおそれがあることから、避難路沿道の地域について重点的に耐震化を促進します。

■木造住宅が大半をしめる地域への対応

阪神・淡路大震災では、昭和56 年以前に建設された建築物を中心として多くの木造住宅で倒壊などの被害が発生しました。これら耐震性が不十分な木造住宅が密集している地域においては、震災時に倒壊や、火災の危険が大きいことが予測されます。これらの地域については、耐震改修の促進だけでなく建替え促進なども含めた対策を検討いたします。

重点的に耐震化を促進する建築物

■木造戸建て住宅

町内の住宅は、木造戸建てがそのほとんどを占めています。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要です。

町では木造戸建て住宅について、重点的に耐震化を促進します。

■特定既存耐震不適格建築物

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される特定既存耐震不適格建築物について、耐震化を促進します。

① 多数の人が利用する建築物（第1号特定既存耐震不適格建築物）

② 被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（第2号特定既存耐震不適格建築物）

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（第3号特定既存耐震不適格建築物）

＜特定既存耐震不適格建築物の法による定義＞

建築物の耐震改修の促進に関する法律

第十四条

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　その敷地が第五条第三項第二号[※1]若しくは第三号[※2]の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項[※3]の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

※1　第五条第三項第二号

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

※2　第五条第三項第三号

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

※3　第六条第三項

市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

表　特定既存耐震不適格建築物の要件

特定既存耐震不適格建築物		用　途		規模等
法	政令			
法第14条第1号	第6条第2項第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	第6条第2項第2号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第6条第2項第3号	学校	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第6条第2項第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
法第14条第2号	第7条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
法第14条第3号	第4条	避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

※政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

表　第 2 号特定既存耐震不適格建築物となる危険物の貯蔵場又は処理場の用途および数量

法	政令第７条第２項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類 消防法第2 条第7 項に規定する危険物（石油類を除く）		危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10 倍の数量
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		30 トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第5号	マッチ		300 マッチトン ※1
	第6号	可燃ガス（第7 号、第8 号に掲げるものは除く）		2 万立方メートル
	第7号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第8号	液化ガス		2,000 トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物		20 トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200 トン

※ 1 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200 個、約120kg。

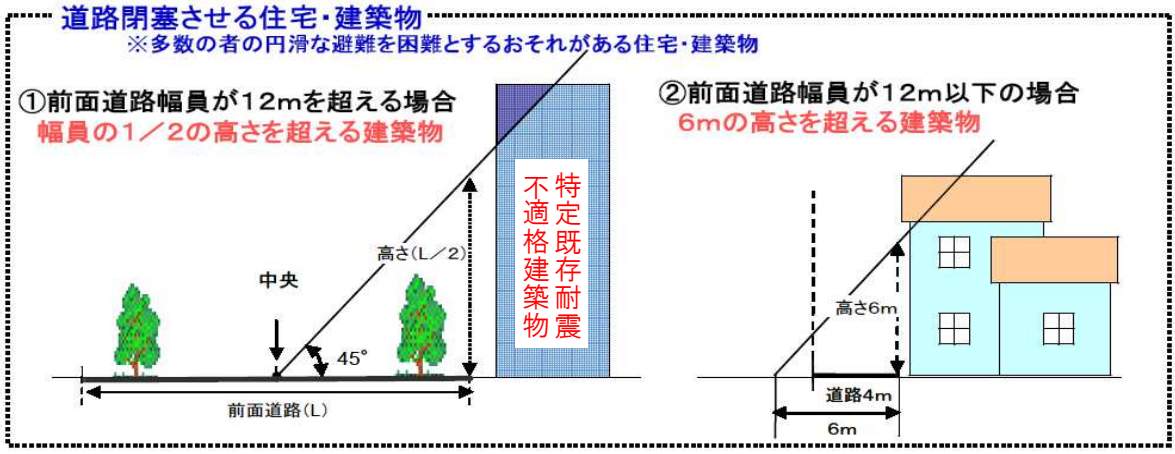

図　第 3 号特定既存耐震不適格建築物となる建築物（避難路沿道建築物）

第4章. 建築物の耐震化の現状

4-1　既存建築物の耐震化状況調査

町促進計画における対象建築物の耐震化の現状について、対象建築物ごとに耐震化の実態を推計し、耐震化率を把握します。町促進計画において、調査の対象となる既存建築物について、新耐震基準が導入された昭和56年6月1日以降に建設されたものを新耐震基準に適合した建築物として耐震性能のある建築物とみなし、「耐震性能を有する建築物」と定義します。また、昭和56年5月31日以前に建設した建築物でも、耐震診断で耐震性能があると判断された場合、もしくは耐震改修工事を実施した建築物については、「耐震性能を有する建築物」として取り扱います。

調査の対象は、町内の一般住宅、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物、とします。これらの定義は、以下に示すとおりとします。

表　対象となる建築物（再掲）

項　目		内　容
①　一般住宅		戸建住宅、共同住宅
②　特定既存耐震不適格建築物	《町有》第1号 特定既存耐震不適格建築物	不特定多数の人が利用する建築物等
	《民間》第1号 特定既存耐震不適格建築物	
	第2号 特定既存耐震不適格建築物	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	第3号 特定既存耐震不適格建築物	倒壊時、緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物

4-2　一般住宅の耐震化の現状

熊本県では、国の基本方針を踏まえ、住宅の耐震化率を平成37年度までに耐震性が不十分な住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標として取り組みを実施しています。

あさぎり町における耐震化の現状としては、平成21年時点の耐震化率52%から平成28年時点で55%に向上したものの、昭和56年5月31日以前に建設した住宅が非常に多く、熊本県全体の住宅の耐震化率79%、及び全国平均の82%（平成25年度時点）を大きく下回っている現状にあります。

表　耐震化率の推計（一般住宅）

住宅総数 (A)	昭和56年6月以降に建設された住宅数 (B)	昭和56年5月以前に建設された住宅数 (C)	内耐震性有推計値 (D)	内耐震改修済 (E)	耐震性能を有する住宅数 B+D+E= (F)	耐震化率 (%) (F)／(A)	平成21年時点耐震化率 (%)
6,472	3,182	3,290	386	不明	3,568	55%	52%

D：耐震診断を実施した場合耐震性能が有となる（推計耐震性能有率12%）住宅数
E：耐震診断の結果、耐震性が無いとされた住宅で必要な耐震改修工事を実施した住宅数

※空き家の耐震化

上記の住宅数には空き家も含まれています。国土交通省の住生活総合調査（H25）によると、空き家になっている住宅の約 70%が昭和 55 年以前に建設された住宅であるとしています。

空き家とは、「居住者がいない住宅」のため、仮に地震によって倒壊したとしても、空き家の下敷きになって人が死傷する可能性は低いものの、住宅が倒壊して道路を塞げば、緊急車両等の通行・活動に支障をきたし、被害を拡大させる可能性、また近隣住宅へ影響を与える可能性も考えられます。

以上のことから、目標を達成するためには、空き家についても、他の住宅と同様に耐震改修によって耐震性を確保する、もしくは除却することで、被害リスクを軽減する必要があります。

4-3　特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第 14 条の規定に該当する、本町の特定既存耐震不適格建築物には、災害時の避難施設に指定されている施設も含まれます。

避難時だけでなく地域コミュニティの核となる小学校施設については、これまでに耐震診断による耐震性の確認および、改修工事を実施し、耐震化率は 100%となっています。

※耐震性のない旧深田中学校については、撤去を予定しています。

表　耐震化率の推計（特定既存耐震不適格建築物《町有》）

区分	主要用途	総数（A）	昭和56年6月以降に建設された建築物数（B）	昭和56年6月以前に建設された建築物数			耐震化率（%）(B)+(C)／(A)
					内耐震性有を確認（C）	耐震性無建築物数	
第1号特定既存耐震不適格建築物《町有》	学校（小中学校等）	10	2	8	8	0	100%
	旧校舎	4	2	2	1	1	75%
	体育館（一般用）	3	2	1	1	0	100%
	公営住宅	1	1	0	0	0	100%
	合計	**18**	**7**	**11**	**10**	**1**	**94%**

耐震改修促進法第 14 条の規定に該当する、民間の特定既存耐震不適格建築物は、昭和 57 年以降に建設された建築物が多く、第 1 号特定既存耐震不適格建築物および第 2 号特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は 100%となります。

ただし、一般住宅等が含まれる第 3 号特定既存耐震不適格建築物は、43%となっています。

表　耐震化率の推計（特定既存耐震不適格建築物《民間》）

区分	主要用途	総数（A）	昭和56年6月以降に建設された住宅数（B）	昭和56年6月以前に建設された建築物数			耐震化率（%）(B)+(C)／(A)
					内耐震性有を確認（C）	耐震性無建築物数	
第1号特定既存耐震不適格建築物《民間》	病院･診療所	2	2	0	-	0	100%
	福祉施設（入所施設）	2	2	0	-	0	100%
	幼稚園･保育園	1	1	0	-	0	100%
	合計	**5**	**5**	**0**	**-**	**0**	**100%**
第2号特定既存耐震不適格建築物	工場	1	1	0	-	0	100%
第3号特定既存耐震不適格建築物		7	3	4	-	4	43%

4-4　耐震診断が義務付けとなる建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、新たに昭和 56 年 5 月 31 日までに新築の工事に着工した、次の（1）から（3）のいずれかの建築物のうち大規模なものが要緊急安全確認大規模建築物と定められ、その所有者が耐震診断の実施とその結果を所管行政庁へ報告することが義務付けとなりました。

（1）病院、店舗、旅館など、不特定多数の者が利用する大規模建築物
（2）小学校や老人ホームなど、避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物
（3）火薬類や石油類など、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

また、次の（4）、（5）のいずれかの建築物については、要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第 7 条に規定)として指定し、要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を定められた期限までに報告することが義務付けとなっています。

（4）防災上重要な施設
（5）緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

要安全確認計画記載建築物については、県および建築物所有者と協議の上、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき耐震診断を行うことを個別に義務付け、同所有者は、耐震改修促進法第 7 条第 1 項第 1 号、7 条第 1 項第 2 号に基づき耐震診断結果を個別に定める期限までに所管行政庁に報告することとします。所管行政庁は、建築物所有者に対して指導・助言等を行います。

第5章. 耐震化に関する基本方針と目標設定

5-1　目標達成に向けた取組み姿勢

1）減災の視点の重視

今後想定される地震時の揺れによる建築物の被害想定に対応し、熊本地震の教訓を踏まえ、「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない」という前提に立って、耐震化の加速に向けてこれまでの建築物耐震化の取組みを更に強化します。

また、仮に大きな地震が発生しても、「被害を出さない」、「被害を軽減する」、「避難・救助を円滑にする」等、その被害を少なくするという視点を重視し、取り組みます。

2）自助・共助・公助に基づく取組み

少子・高齢化や核家族化、都市化の進展により地域コミュニティが希薄化する中で、町民・地域、事業者、行政が、自助・共助・公助の適切な役割分担に基づき、それぞれが自らできる範囲で災害に強いまちづくりに取り組む一方で、各主体が連携・協働する仕組みづくりが重要です。

特に、建築物の耐震化、家具の転倒防止等の予防対策をはじめ、災害発生後の地域における助け合い等、日頃から「自助」、「共助」に基づく町民等の自主的な取組みが不可欠です。

●適切な役割分担と取組み方針

【建築物所有者】

○町民等の建築物所有者は、建築物の地震に対する安全性を確保し生命と財産を保全するため、建築物の耐震診断・耐震改修に取り組みます。

○特定既存耐震不適格建築物所有者は多くの利用者の人命を預かる立場にあることを自覚し、責任を持って建築物の耐震診断・耐震改修の実施に努めます。

【　町　】

○町は、国庫補助金の助成制度等を活用して、町有建築物をはじめ、町が所有者として自ら管理する住宅・建築物の耐震化と結果の公表に取り組みます。

○町は、建築物所有者の建築物の耐震化への取り組みを支援するため、国、県、建築関連事業者と連携し、情報提供・環境整備等の支援を行います。

○町は、建築物所有者が行う耐震診断及び耐震改修等の耐震化事業に対し、助成制度や耐震改修促進税制の普及啓発により、費用の軽減を図る支援を行います。

○町は、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する地区等について、重点的に耐震化の促進を図ります。

【建築関連事業者】

○建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性等、人命に関わる重要な要素についての社会的責任を再認識し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めます。

5-2　耐震化の基本方針

1）住宅および民間建築物

住宅をはじめとして民間建築物の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を住民・建築物所有者が自らの問題として意識し、町民自ら耐震対策に取り組むことが不可欠となります。

熊本県では、行政や関係団体（専門家）が連携してサポートすることを基本に、普及・啓発、相談窓口の充実等の支援等を講じ、住宅の耐震化の促進を図っています。また、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第 14 条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。

本町では同様に、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、普及・啓発、県相談窓口情報の充実等の支援を講じ、特定既存耐震不適格建築物および木造戸建て住宅の耐震化を促進します。

2）町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外の建築物を含む）

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす町有建築物や多数の町民が利用する町有建築物の耐震化を図ることが重要となります。また、民間建築物の耐震化を先導し、住宅の耐震化率を引き上げるためにも町有建築物の耐震化を積極的に進める必要があります。

町では、①地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物、②災害時要支援者が利用する建築物を特に緊急性、必要性の高い建築物として捉え、学校施設の耐震化を積極的に進め、H28 年時点で学校施設の全ての校舎、体育館において耐震性能を確保しました。

今後は、効率的かつ効果的に耐震化を進めるため、施設の重要度や利用状況から優先順位を決定し、計画的な耐震化に努めます。なお、耐震化の際には、行政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少等の社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

※旧深田中学校、学校施設の小規模施設は、一部未耐震化

5-3　民間建築物等の耐震化を促進するための支援

住宅の耐震化に関する施策として、町民にとってもっとも身近な住宅を耐震化することは、町民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献します。現在の本町における住宅耐震化の状況は、耐震性の不十分な住宅が 2,904 軒（全体の約 45%）と推定され、住宅の耐震化を進めるにあたっては、建築物所有者自らが、住宅の耐震性について意識・理解を持つことが重要であることから、適切な情報提供及び普及・啓発を行います。

民間建築物の所有者自らが、耐震化について積極的に行動できるように、町に相談窓口等の設置を検討するとともに、対応が可能な人材の配置・育成を図ります。人材の育成等にあたっては関係団体との連携を積極的に図ります。

5-4　重点的に耐震化を促進する道路（沿道建築物の耐震化）

1）緊急輸送道路（災害時通行を確保すべき道路）

地震時に緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊し、道路を閉塞させた場合、緊急輸送道路の通行機能を失わせ、広範囲に大きな影響を及ぼすことになり、代替ルートの確保が必要となります。

よって、本町においては、大規模な地震発生時に備え、多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への救援物資の輸送の確保等の観点から、以下に掲げる第１次・第２次緊急輸送道路（県指定）とともに町で指定した輸送重要道路を、地震発生時に避難活動及び救助活動を行う為に通行を確保すべき道路とします。

広域的な輸送道路となる第１次緊急道路（国道）を最優先し、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化を促進します。

表　緊急輸送道路（災害時通行を確保すべき道路）

区分	位置づけ	対象路線	区間延長
第１次 緊急輸送道路 （県指定）	県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路	国道 219 号	7.8 km
第２次 緊急輸送道路 （県指定）	第一次道路とネットワークを構成し、町庁舎、警察署、消防署などの防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路	人吉水上線	7.2 km
		多良木相良線	11.8 km
		皆越免田線	3.0 km
		錦・湯前線	3.2 km
町指定 輸送重要道路	県指定緊急輸送道路を補完し、防災施設等を結ぶ道路	主要地方道 錦・湯前線	3.7 km
		町道 石坂線	2.3 km
		町道 岡原多良木線	1.9 km
		町道 岡原免田線	1.4 km
		町道 東免田停車場線	1.2 km
		町道 須恵中央線	1.7 km

（注）区間延長：ＧＩＳデータによる図上計測値。

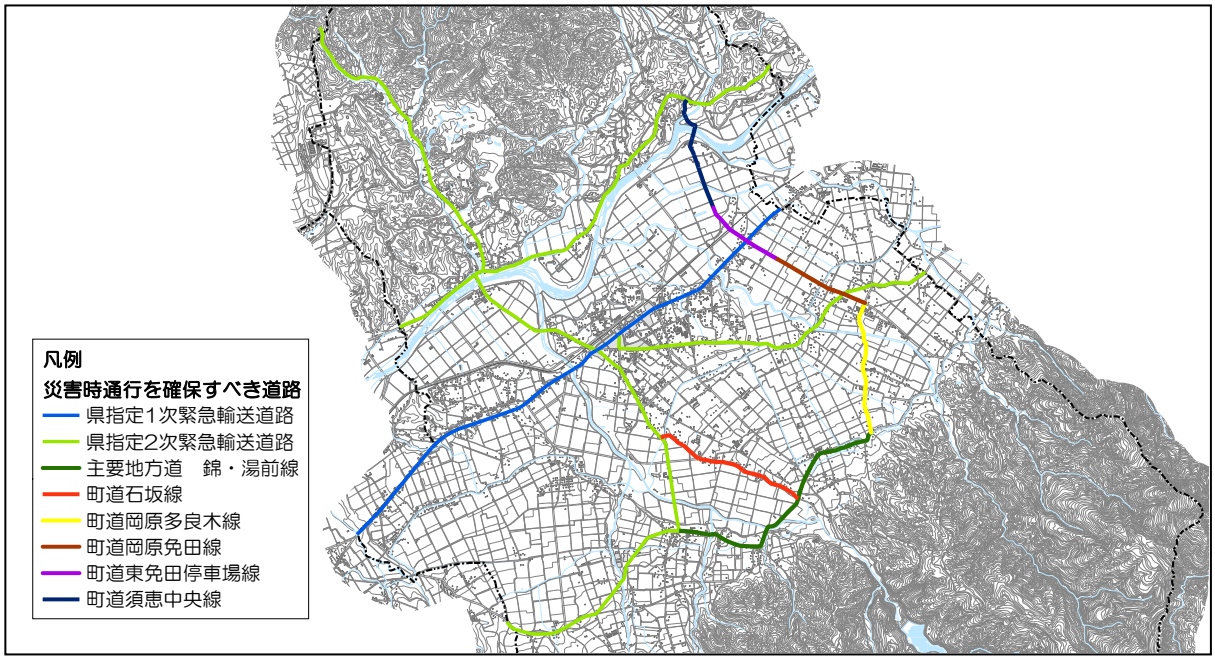

図　緊急輸送道路（災害時通行を確保すべき道路）網図

※基盤地図情報基本項目（２次メッシュ）を用いて作成しています。

2）優先的に耐震化を検討する路線

重点的に耐震化を促進する路線については、

①緊急輸送道路、②地震時の避難箇所への主要避難経路

の中で、100m当たりの沿道建築物数が多い路線から優先的に耐震化の促進を推進します。

特に、下記の２路線の沿道建築物について優先的に耐震化を推進します。

■国道 219 号線（第 1 次緊急輸送道路）

：あさぎり町免田東交差点～あさぎり町役場入口

■主要地方道 多良木相良線（第２次緊急輸送道路）

：あさぎり町免田東交差点～大二橋

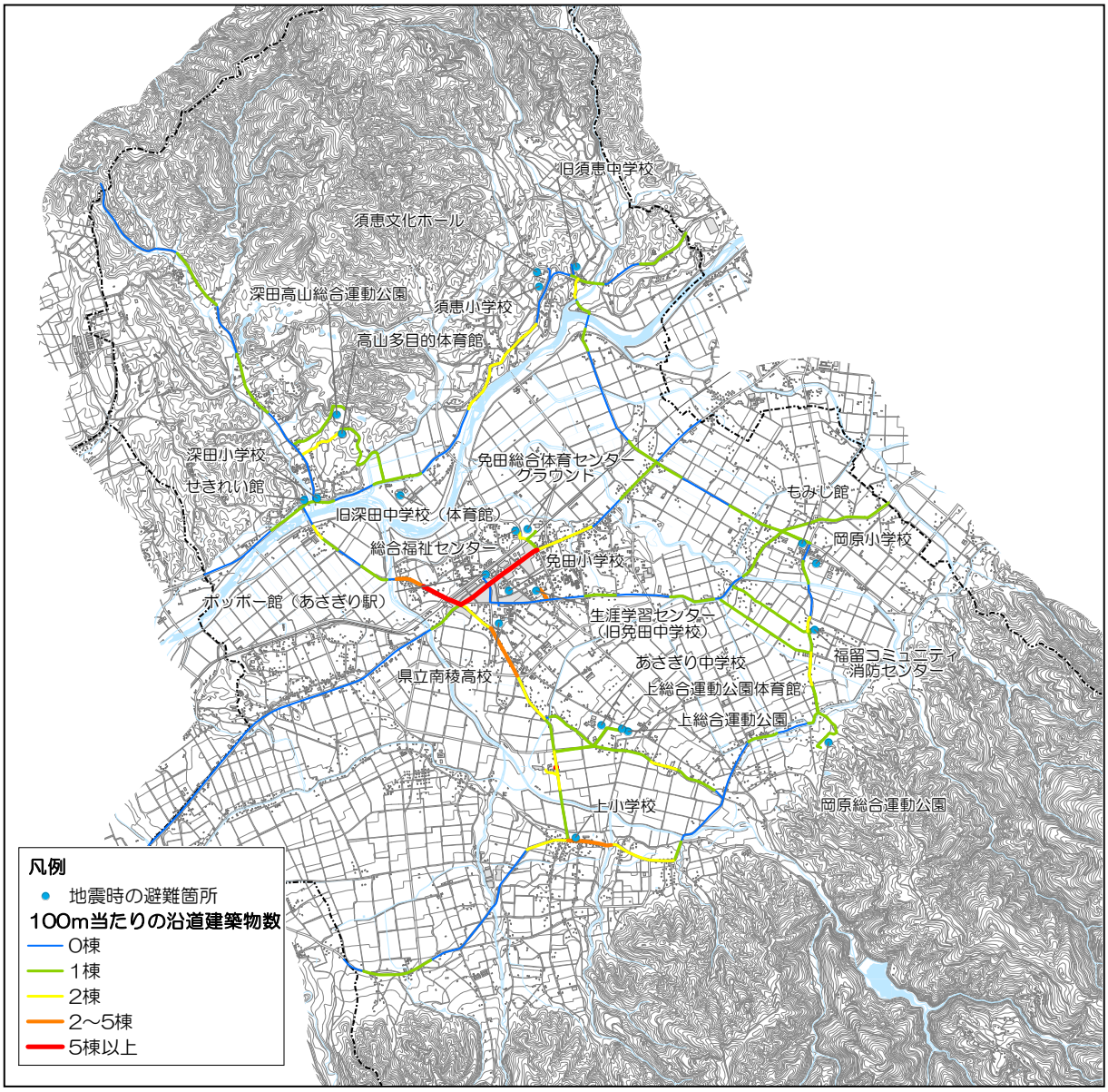

図　沿道建築物数確認図

※基盤地図情報基本項目（2 次メッシュ）を用いて作成しています。

5-5　重点的に耐震化を促進する地域

重点的に耐震化を促進する地域については、揺れやすさマップにおいて想定される計測震度や木造老朽建築物が多い地域、建築物が密集して立地している地域等を考慮して指定します。

気象庁では、計測震度と建築物の被害との関係を下表のとおり示しており、計測震度が５弱になると耐震性の低い建築物に破損がみられ、震度６弱になると耐震性の低い木造建築物は倒壊するものがあるとしています。

本町においては人吉盆地南縁断層による地震が発生した場合、部分的に震度 7、町内の約半分は震度 6 弱～6 強のゆれが想定され、残りの半分でも震度 5 強程度のゆれが想定されます。

表　気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

■震度分布

町内において、震度６弱以上が想定される地域については、建築物の倒壊が懸念されることから、耐震化を促進し、町内の被害を低減させる必要があります。

⇒優先地域：町内中心部

■老朽建築物数

老朽建築物棟数（旧耐震木造建築物）が多い地域から、優先的に耐震化を促進し、町内の被害を低減させる必要があります。

⇒優先地域：免田東地区 1,875 棟　※割合（老朽建築物棟数/全棟数）は皆越地区

■木造建ぺい率（木造建築物の密集）

地区面積の中で、木造建築物が占める割合が多い地域については、地震時の延焼の可能性が高くなることから、優先的に耐震化を促進し町内の被害を低減させる必要があります。

⇒優先地域：免田東地区 4.5%

■緊急輸送道路（災害時通行を確保すべき道路）を閉塞する建築物が多い地域

緊急輸送道路沿道の建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞させ、多数の者の円滑な避難や物資等の輸送、被害を受けた施設の復旧活動等を妨げるおそれがあることから、優先的に耐震化を促進し、町内の被害を低減させる必要があります。

⇒優先地域：免田西地区、免田東地区（国道 219 号）

以上のことから、**『免田東地区』**を本町の重点的に耐震化を促進する地域として設定する。

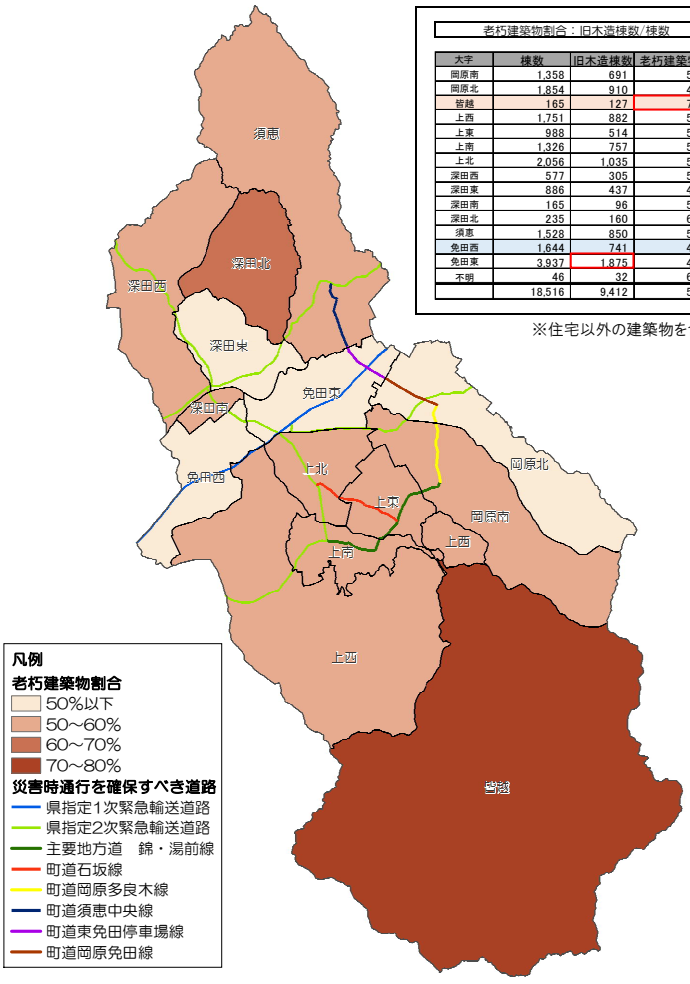

老朽建築物割合：旧木造棟数/棟数

大字	棟数	旧木造棟数	老朽建築物率
岡原南	1,358	691	50.9%
岡原北	1,854	910	49.1%
皆越	165	127	77.0%
上西	1,751	882	50.4%
上東	988	514	52.0%
上南	1,326	757	57.1%
上北	2,056	1,035	50.3%
深田西	577	305	52.9%
深田東	886	437	49.3%
深田南	165	96	58.2%
深田北	235	160	68.1%
須恵	1,528	850	55.6%
免田西	1,644	741	45.1%
免田東	3,937	1,875	47.6%
不明	46	32	69.6%
	18,516	9,412	50.8%

※住宅以外の建築物を含む

図　大字ごとの老朽建築物割合

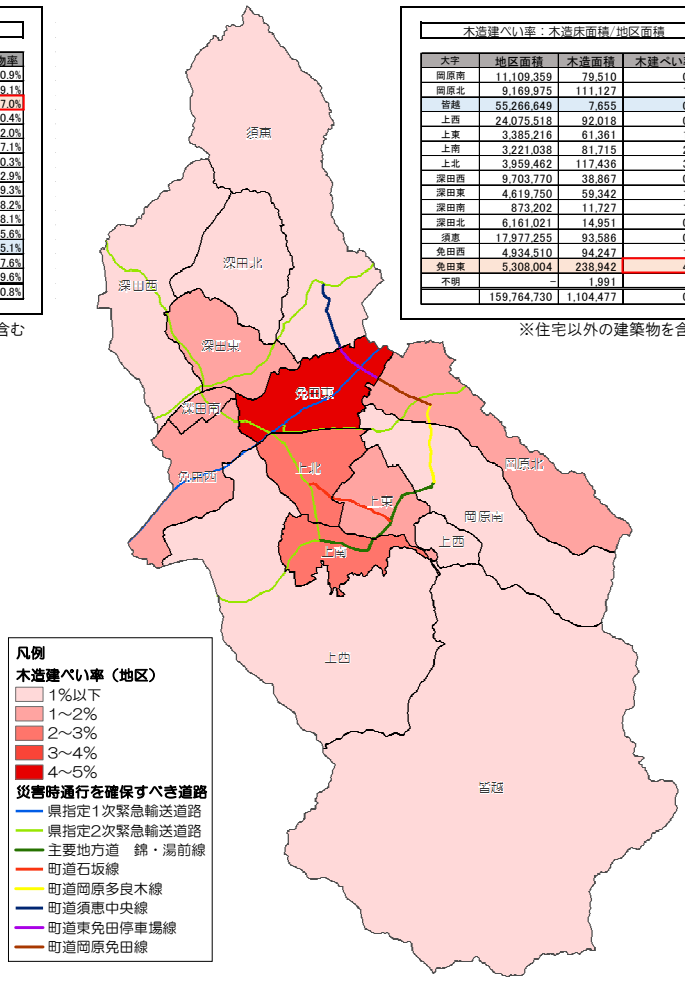

木造建ぺい率：木造床面積/地区面積

大字	地区面積	木造面積	木建ぺい率
岡原南	11,109,359	79,510	0.7%
岡原北	9,169,975	111,127	1.2%
皆越	55,266,649	7,655	0.0%
上西	24,075,518	92,018	0.4%
上東	3,385,216	61,361	1.8%
上南	3,221,038	81,715	2.5%
上北	3,959,462	117,436	3.0%
深田西	9,703,770	38,867	0.4%
深田東	4,619,750	59,342	1.3%
深田南	873,202	11,727	1.3%
深田北	6,161,021	14,951	0.2%
須恵	17,977,255	93,586	0.5%
免田西	4,934,510	94,247	1.9%
免田東	5,308,004	238,942	4.5%
不明	-	1,991	-
	159,764,730	1,104,477	0.7%

※住宅以外の建築物を含む

図　大字ごとの木造建築物建ぺい率割合

5-6　耐震化の目標設定

国では、地震による建物倒壊被害を半減させる観点から、耐震化率を平成 32 年までに少なくとも 95%、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消という目標が掲げられています。

熊本県では、県促進計画において、平成 37 年度までに住宅・特定既存不適格建築物の耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標としています。

表　国・熊本県の耐震化率の目標

区分＼上位機関	国										
	平成 15 年（推計）		平成 20 年（推計）		平成 25 年（推計）		**平成 27 年（旧目標）**		**平成 32 年（目標）**		**平成 37 年（目標）**
住　　宅	**約 75%**	⇒	**約 79%**	⇒	**約 82%**	⇒	**90%**	⇒	**95%**	⇒	**概ね解消**
多数の者が利用する建築物	**約 75%**	⇒	**約 80%**	⇒	**約 85%**	⇒	**90%**	⇒	**95%**		
区分＼上位機関	熊本県										
	平成 15 年（推計）		平成 20 年（推計）		平成 25 年（推計）		平成 27 年（推計）				**平成 37 年（目標）**
住　　宅	**68%**	⇒	**72%**	⇒	**76%**	⇒	**79%**	⇒		⇒	**概ね解消**
特定既存不適格建築物			**80%**	⇒	**87%**	⇒	**90%**	⇒		⇒	**概ね解消**

本町においても、耐震化率の目標年次を、国・熊本県と同様の平成 37 年度とし、住宅・特定既存不適格建築物の耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

本町において、目標を達成するため、

①本計画の中間年次である平成 32 年度時点で住宅の耐震化率 80%、特定既存耐震不適格建築物については耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを中間目標とする。

②平成 33 年度時点で本計画の見直しを予定する。

表　あさぎり町の耐震化率の目標

区分	あさぎり町							
	平成 21 年（推計）		平成 28 年（推計）		**平成 32 年（中間目標）**		**平成 37 年（最終目標）**
住　　宅	**52%**	⇒	**55%**	⇒	**80%**	⇒	**概ね解消**
特定既存耐震不適格建築物	**61%** **※町有建築物**	⇒	**84%**	⇒	**概ね解消**		

本町として耐震化を促進すべき建築物を「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物」に区分して目標達成のための具体的な数量を明らかにします。

住宅の目標値設定にあたっては、現存住宅の除却や新築・建替え等の自然更新による将来戸数を把握した上で、施策による効果を上乗せして設定します。

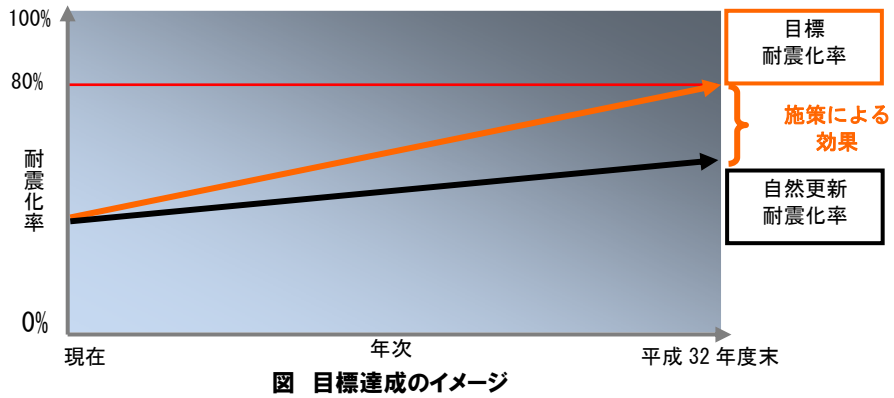

図　目標達成のイメージ

1）住宅

平成 32 年度時点の住宅の耐震化率は、住宅の除去・建替え等の自然更新のみを考慮すると、57.1%と推計されます。

平成 32 年度までに耐震化率 80%を達成するには、自然更新及び耐震改修等・施策による効果に加えて、今後 4 年間で約 1,500 棟の耐震改修工事等が必要となります。

表　住宅の耐震化目標

現状の耐震化率 （平成 28 年度）	自然更新による耐震化率の予測 （平成 32 年度）	目標耐震化率 （平成 32 年度）	目標達成に向けて
55.3% （耐震性不十分：2,904 戸）	57.1% （耐震性不十分：2,785 戸）	80% （耐震性不十分：1,299 戸）	80%達成に向けた耐震化を促進する。

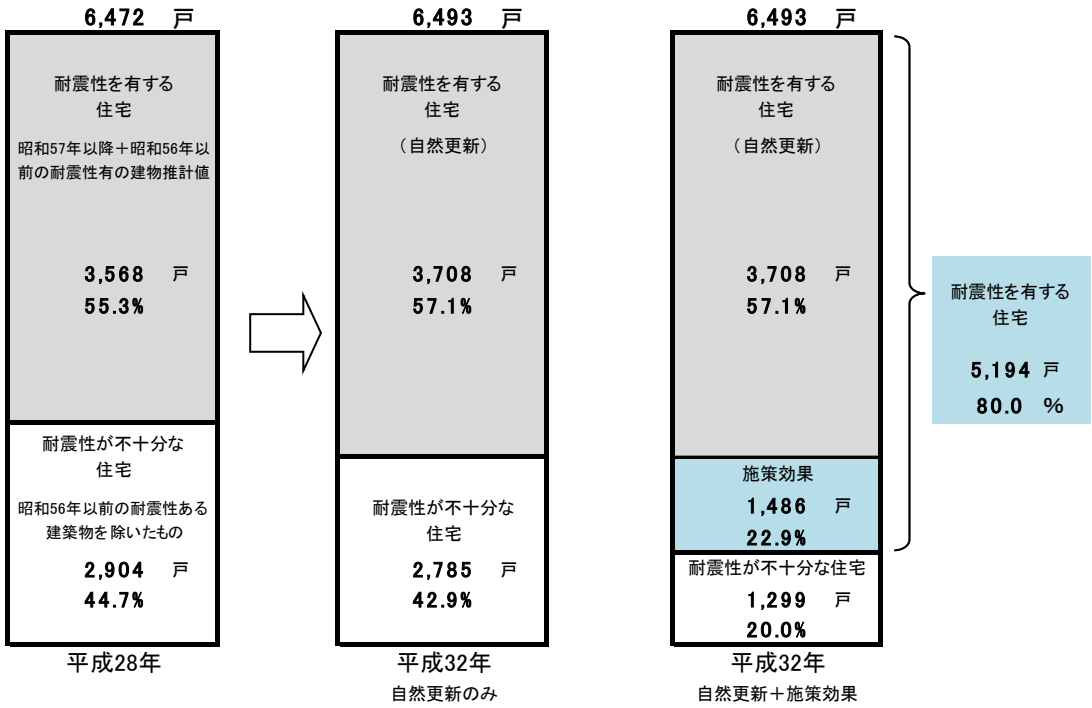

※１：平成 32 年の住宅戸数の推計

①将来人口	あさぎり町人口ビジョンを元に推計	15,176	人
②人口／世帯数	推移から回帰式（指数式）をあてはめ	2.86	人/世帯
③将来世帯数	①÷②	5,315	世帯
④住宅戸数／世帯数	平成 27 年度末時点の住宅戸数／世帯数の割合が一定と仮定	1.22	戸/世帯
⑤住宅戸数	③×④	6,493	戸

※２：自然更新で耐震化される住宅数（施策を講じなくても耐震化が進むと想定される住宅数）

①昭和 56 年以前の耐震化されない戸数割合	残存率を回帰式（直線式）であてはめ	88.7	%
②平成 32 年における昭和 56 年以前の住宅数	3,290 戸（H27）×耐震化されない戸数割合の推計（H27 を 1 とした場合）	3,165	戸
③平成 32 年の全住宅戸数	※１の⑤	6,493	戸
④昭和 56 年以前の耐震性有の割合	国の推計耐震性能有率：戸建 12% （共同住宅 76%は棟数が少ないため考慮しない）	12.0	%
⑤自然更新による耐震化率	（③－②×（100－④）／100）／③	57.1	%

2）特定既存耐震不適格建築物

①第１号特定既存耐震不適格建築物《町有》（多数の者が利用する建築物）

平成 32 年度時点における耐震化率を 100%にすることを目標として設定します。

耐震化率 100%を達成するためには、旧深田中学校の耐震化が必要となります。

※耐震性のない旧深田中学校については、撤去を予定します。

表　第１号特定既存耐震不適格建築物《町有》の耐震化目標

現状の耐震化率 （平成 28 年度）	目標耐震化率 （平成 32 年度）	目標達成に向けて
94% **（耐震性不十分：1 棟）**	**100%** **（耐震性不十分：0 棟）**	旧深田中学校の撤去を予定する

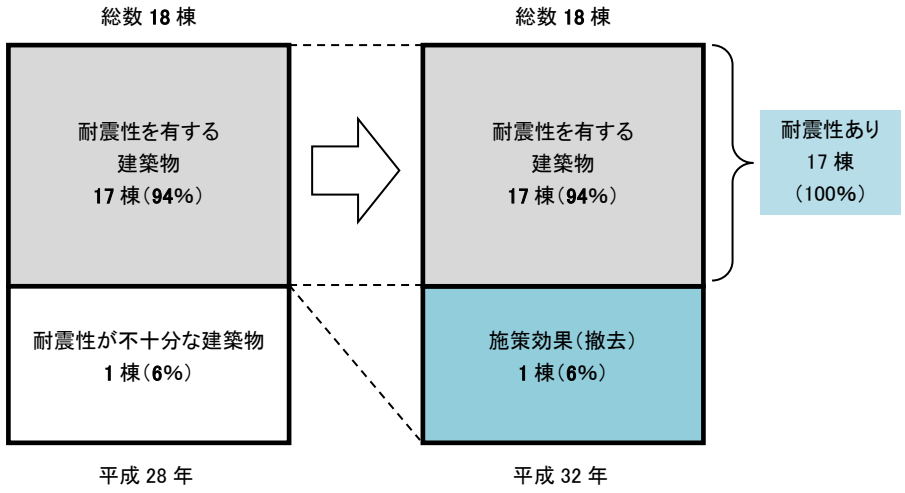

②第１号特定既存耐震不適格建築物《民間》（多数の者が利用する建築物）

現時点で把握している、第１号特定既存耐震不適格建築物《民間》５棟については、全て昭和 56 年６月以降建設のため、耐震化率 100%を達成しています。

表　第１号特定既存耐震不適格建築物《民間》の耐震化目標

現状の耐震化率 （平成 28 年度）	目標耐震化率 （平成 32 年度）	目標達成に向けて
100% **（耐震性不十分：0 棟）**	-	目標達成済み

③第２号特定既存耐震不適格建築物（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物）

現時点で把握している、第２号特定既存耐震不適格建築物１棟については、昭和 56 年６月以降建設のため、耐震化率 100%を達成しています。

表　第２号特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標

現状の耐震化率 （平成 28 年度）	目標耐震化率 （平成 32 年度）	目標達成に向けて
100% **（耐震性不十分：0 棟）**	－	目標達成済み

④第３号特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路の沿道建築物）

棟数が少ないことから、平成 32 年度時点において耐震性が不十分な第３号特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標として設定します。

目標を達成するためには、４棟の耐震化が必要となります。

表　第３号特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標

現状の耐震化率 （平成 28 年度）	目標耐震化率 （平成 32 年度）	目標達成に向けて
43% **（耐震性不十分：4 棟）**	**概ね解消** **（耐震性不十分：0 棟）**	4 棟の耐震化が必要

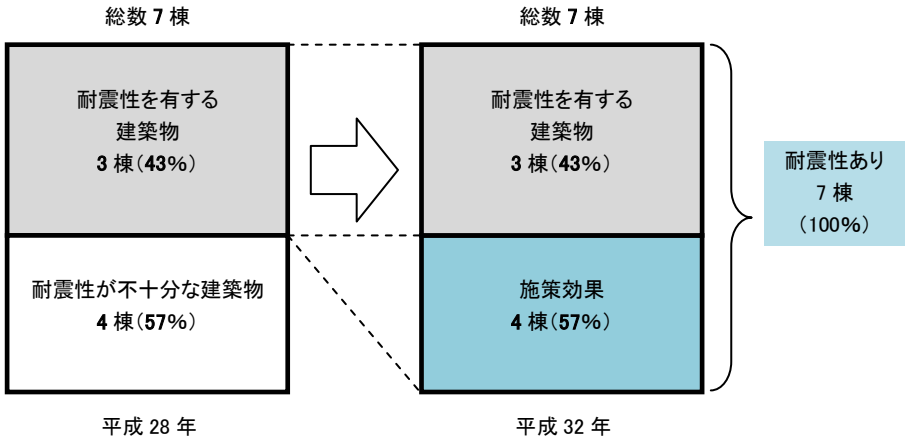

5-7　あさぎり町耐震化緊急促進アクションプログラムの設定

あさぎり町では毎年度、別紙のとおり住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進する。

5-8　ブロック塀等の安全確保に関する事業

あさぎり町におけるブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路は、耐震改修促進計画に定める別添の図面の路線とする。

第6章. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

【施策の体系】

施策の基本方向	施策の柱
6-1 住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発	1) 揺れやすさマップ等による意識啓発
	2) 地域との連携による耐震化の促進
	3) リフォームと合わせた耐震化の誘導
	4) 空き家の耐震化の促進
6-2 住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備	1) 相談体制・診断体制の充実
	2) 関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進
	3) 耐震改修に係る人材の育成・確保
6-3 町有建築物の耐震化の推進	1) 防災拠点施設の耐震化の推進
	2) 町有財産の効率的な耐震化
6-4 耐震診断及び改修促進のための支援	1) 助成・税制等の優遇措置の活用
	2) 熊本県住宅耐震化支援事業の活用
6-5 地震時の総合的な安全対策	1) 天井等の非構造部材に関する安全対策
	2) 密集市街地等における安全対策
	3) ブロック塀倒壊等の防止対策
	4) 窓ガラス破損・落下等に関する安全対策
	5) エレベーター閉じ込めに関する安全対策
	6) 横断的な取り組みによる安全対策
	7) その他（応急危険度判定体制の充実）

6-1　住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発

耐震化の促進を図るためには、まず、地震災害に対する危険性を認識し、地震防災対策が自らの問題として捉え、耐震診断を行い、自らの住宅・建築物の耐震性の現状を的確に把握する必要があります。特に、木造住宅の耐震化への取組みに向けて、住宅の耐震性に関する意識啓発や相談体制の充実、耐震改修にふれる機会の拡大を促し、耐震化を促進します。

1）揺れやすさマップ等による意識啓発

《揺れやすさマップの作成》

・揺れやすさマップの活用方法、震災時に備えた防災知識、耐震改修の促進に関する事項等を盛り込んだ揺れやすさマップを作成し、町民周知を図ります。

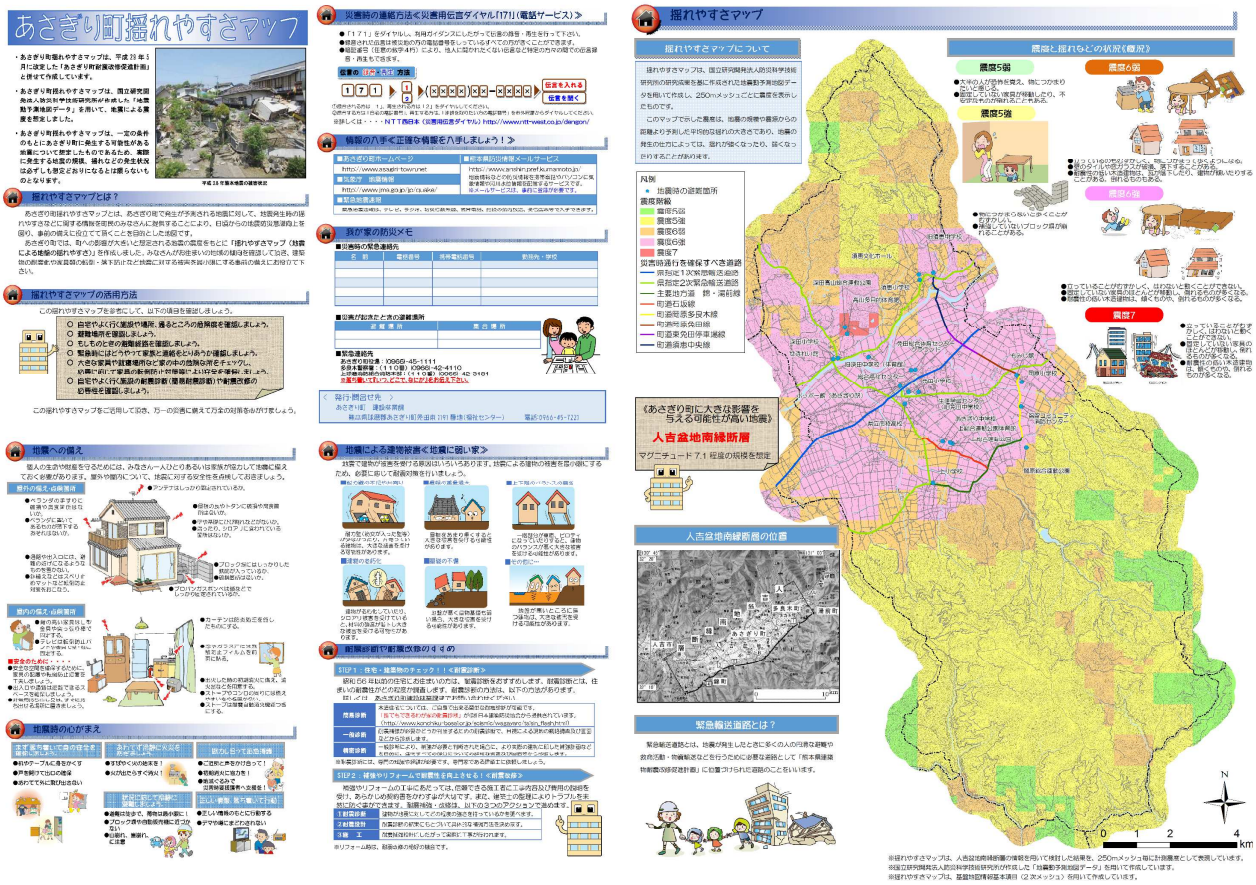

図　揺れやすさマップ

《広報誌・パンフレット・インターネット等による広報活動の充実》

・ 無料で配布されている簡易耐震診断リーフレット「わが家の耐震診断」の活用や、インターネット上の（財）日本建築防災協会ホームページにおける「誰でもできるわが家の耐震診断」を広く町民に普及します。

・ 建設林業課内の相談窓口において、耐震診断・耐震改修に対する相談に応じるとともに、町報やホームページ、地域での回覧板等を活用し、その周知を図ります。

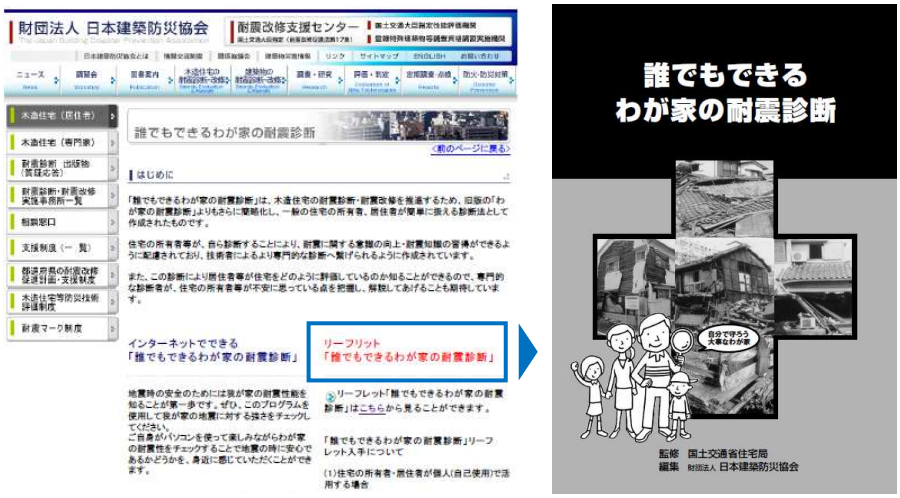

資料：（財）日本建築防災協会ホームページより

図　誰でもできるわが家の耐震診断

《耐震化の重点地区に対する耐震診断への啓発》

・ 木造住宅の耐震化を進めるために、昭和 56 年以前に建設した住宅で、耐震診断を受診していない住宅所有者に対し、さらに普及・啓発を進める必要があります。「重点的に耐震化を促進する地域」や「重点的に耐震化を促進する道路（沿道建築物）」等を中心に、行政区や自主防災組織と連携して、耐震診断の必要性について啓発を図ります。

《講習会や相談会等の開催》

・ 熊本県では、耐震診断・耐震改修について、応募のあった団体（概ね 10 名以上）に対して出前研修会を実施しています。地震災害への対処方法を学ぶ機会を高めるため、行政区や事業者等の要望に応じて、熊本県建築課と連携した出前研修会の開催を図ります。

2）地域との連携による耐震化の促進

《自主防災組織の活動強化》

・ 本町では、町内全域に自主防災組織が設立され、消火器を使った初期消火訓練、情報伝達訓練、避難訓練等が実施されています。自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織リーダー研修会の開催等により、組織の育成、支援を図りながら、併せて、地震対策では日頃からの住宅の耐震化や家具の倒壊防止等対策が必要という意識づけを行い、自主防災組織や地域と連携して耐震化の普及、啓発に取り組みます。

3）リフォームと合わせた耐震化の誘導

《耐震改修とあわせた一体的な住宅リフォームの促進》

・耐震改修と一体的なリフォームを促進するため、住宅のバリアフリー化、住宅のエコ化等とあわせて耐震改修を行いやすくするための助言に努めるとともに、リフォーム、耐震改修に関する相談サービス窓口の一元化を進めます。

《建築士会等との連携》

・建築士会等との連携により、耐震リフォームの促進を図るため、建築士等との交流、勉強会等を進めます。

4）空き家の耐震化の促進

《空き家の活用による耐震化促進》

・空き家対策と連携し、空き家の所有者に対して、耐震診断・耐震改修を行いやすくするための助言に努めるとともに、耐震改修と一体的なリフォームによる空き家の利活用方法を助言することで、耐震化を促進する。

《空き家の除却を含めた耐震化率の向上》

・空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、空き家等の所有者等に適切な管理を求め、倒壊等の事故、犯罪、火災などを未然に防止し、安心・安全なまちづくりを推進します。

・空き家対策と連携し、「重点的に耐震化を促進する地域」や「重点的に耐震化を促進する道路（沿道建築物）」の空き家所有者に対して、耐震診断の必要性について啓発を行い、本町における耐震化率の向上を図ります。

6-2　住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備

耐震診断の早期実施を促すため、庁内における相談窓口の確立とともに、熊本県・熊本県建築住宅センター等の関連団体との連携、診断改修に関わる人材の育成・確保により、耐震化促進に向けた環境整備を進めます。

1）相談体制・診断体制の充実

《庁内相談体制の整備》

・耐震化の目標達成に向けては、相当数の耐震診断を早期に実施する必要があるため、耐震改修に向けた適切な助言とともに、関係団体との連携により耐震診断キャンペーン、講習会等への参加を促進する相談窓口サービスの充実を図ります。

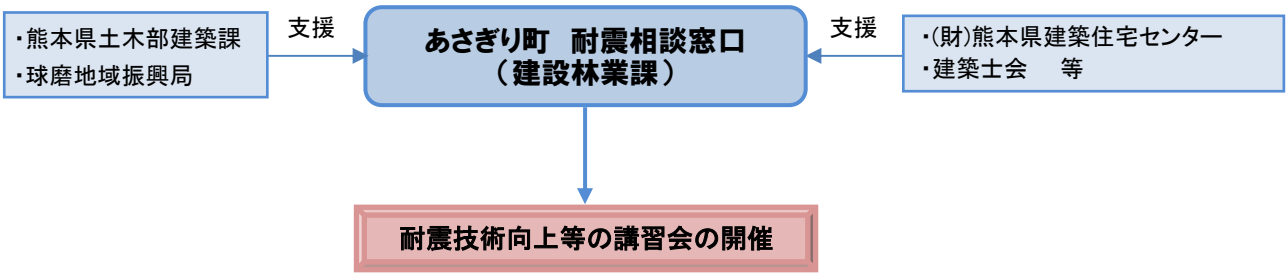

図　庁内相談体制のイメージ

《専門家による診断体制の充実》

・詳細な耐震診断を行うためには、専門家への依頼が必要であり、このための情報窓口として、熊本県土木部建築課サイトに掲載の「熊本県建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報（県民のみなさま向け）」等を活用した紹介の充実を図ります。

2）関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進

・熊本県、耐震改修支援センター、（財）熊本県建築住宅センターと連携して、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修に関する技術等（簡易な方法やコストダウンができる方法等）について普及・啓発を図ります。

3）耐震改修に関わる人材の育成・確保

・耐震改修に関わる知識を持つ人材確保を図るため、建築士等の専門家・事業者に対して、定期的に行われている県主催の住宅耐震化等をテーマにした講演会・講習会への参加促進や、セミナー開催等を図ります。

6-3　町有建築物の耐震化の推進

本町が所有する建築物で、耐震性能が確保されていない施設については、優先順位を明確にし、耐震改修計画に基づき、効率的かつ効果的な耐震改修を進め、耐震化の状況等を公表します。

1）防災拠点施設の耐震化の推進

・ 防災拠点としての機能を有する公共施設のうち耐震性のない建築物は、「優先的に耐震化に着手する建築物」として早期に耐震化に取り組むこととし、耐震診断の結果により、耐震改修（耐震補強）や建替えを含め、効率的かつ効果的な方法の選択を行います。

2）町有財産の効率的な耐震化

・ 特定既存耐震不適格建築物以外の町有建築物についても計画的に耐震化を図ります。
なお、「あさぎり町地域防災計画」や「公共施設等総合管理計画」等と整合を図り、施設の統廃合や集約・複合化などの個別の状況も考慮しながら耐震改修（耐震補強）や建替えを含め、効率的かつ効果的な方法の選択を行います。

6-4　耐震診断及び改修促進のための支援

民間施設の耐震化を促進するため、住宅･建築物の耐震診断、耐震改修の実施に対する助成･税制等の優遇措置の活用により、効果的な耐震化を促進します。

1）助成・税制等の優遇措置の活用

・ 耐震改修を促進するため、建築物の所有者等に対して、住宅金融支援機構等の低利融資制度や耐震改修に関する税制の優遇措置、住宅性能表示制度や地震保険等、費用負担の軽減につながる情報の提供を図ります。

表　耐震改修に対する融資･税制等

	事業名	対象	補助率　等
融資制度	住宅金融支援機構	個人向け	融資限度額：1000 万円（住宅部分の工事費の 80%が上限） 金利：償還期間 10 年以内 0.59%、11 年以上 20 年以内 0.90%（平成 29 年 4 月 3 日現在）
	住宅金融支援機構	マンション管理組合向け	融資限度額：500 万円/戸(共用部分の工事費の 80%が上限） 金利：償還期間 10 年以内 0.30%（平成 29 年 4 月 3 日現在）
税制	耐震改修促進税制	住宅	所得税： 平成 33 年 12 月 31 日までに行った耐震改修工事に係る標準的な工 事費用相当額の 10%相当額(上限 25 万円）を所得税から控除 固定資産税： 平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産 税額（120 ㎡相当部分まで）を１年間１／２に減額 （ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修 は２年間１／２に減額）
		建築物	法人税、所得税： 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、 平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後５年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却 固定資産税： 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診 断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて 改修工事を行った場合、固定資産税額を２年間１／２に減額（改 修工事費の２．５%が限度）
	住宅ローン減税		所得税： 耐震改修工事を行い、平成 33 年 12 月 31 日までに自己居住の用に供した場合、10 年間、ローン残高の１%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

平成 29 年 4 月時点。

資料：国土交通省ホームページ（住宅・建築物の耐震化に関する支援制度）

表　住宅性能表示制度

概　要	・対象：住宅 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書を取得すると、耐震性能の等級に応じ地震保険料率の割引が受けられる。

平成 29 年 4 月時点。

資料：国土交通省ホームページ（住宅の品質確保の促進等に関する法律）

表　地震保険

概　要	・対象：住宅および家財 ・建築年または耐震性能に応じ地震保険料率の割引が受けられる（重複不可）。 ・建築年割引：割引率 10% ・耐震等級割引：耐震等級３：割引率 50%、耐震等級２：割引率 30%、耐震等級１：割引率 10%（※2014 年 7 月 1 日以降始期契約） ・免震建築物割引：割引率 50%（※2014 年 7 月 1 日以降始期契約） ・耐震診断割引：10% ・地震保険料控除制度：平成 19 年 1 月より、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設された。 ・所得税（国税）：最高 5 万円、住民税（地方税）：最高 2 万 5 千円を総所得金額等から控除可能。

平成 29 年 4 月時点。

資料：財務省ホームページ（地震保険制度の概要）

表　参考－耐震診断費用の目安

種類	構造	費用の目安
耐震診断	木造	（木造住宅 1 棟当たり） ・20 万円/棟～50 万円/棟　但し、建築当時の設計図がある場合。建築当時の設計図の有無や建物の形状または築年数により異なる。
	鉄筋コンクリート造	・概ね 1,000 円～2,500 円／㎡程度（現地調査費用含む、但し構造図等がある場合）※1 フロア 200 ㎡程度、5 階建ての建物の場合での概算費用。 （延べ床面積が約 1,000 ㎡の場合） 総金額　100 万円～250 万円程度（現地調査費用含む）
耐震改修工事	木造	・100～150 万円で行われていることが最も多く、全体の半数以上の工事が約 187 万円以下で行われている。 出典：木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務（（財）日本建築防災協会） 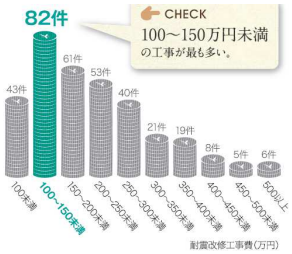

平成 29 年 4 月時点。

資料：耐震診断／一般財団法人日本耐震診断協会　ホームページ
　　耐震改修工事／「木造住宅の耐震改修の費用」パンフレット　財団法人日本建築防災協会 編

2）熊本県住宅耐震化支援事業の活用

・熊本県において耐震改修を促進するため、支援制度を実施しています。町民に情報の提供を図るとともに、支援事業を活用し、本町の耐震化を促進します。

表　熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業

概　要	・対象住宅：次の全てに該当するもの （1）熊本県内にあるもの （2）戸建木造住宅（併用住宅の場合、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のもの） （3）現に住宅所有者が住んでいるもの （4）在来軸組工法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）又は伝統的構法によって建築されたもの （5）地上階数が 3 以下のもの （6）昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震で罹災したことを確認できるもの （7）建築基準法に係る違反がないもの （8）他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの ・派遣対象者：住宅所有者 ・診断費用： 住宅の図面(※)がある場合　5,500 円 （派遣に要する費用 6 万円のうち 5 万 4,500 円を県が負担します） 住宅の図面(※)がない場合　19,000 円 （派遣に要する費用 8 万 7 千円のうち 6 万 8,000 円を県が負担します） ※1 図面がある場合　現況と図面が一致し、寸法又は筋かいの位置・仕様が明示されている場合 ※2 別途、振込手数料が必要です。 ・申込書：申込書は各市町村（熊本市を除く）、広域本部景観建築課でも配布しています。 ・注意事項：以下の内容についてしっかりとご理解、ご承知いただいたうえでお申し込みください。 （1）虚偽その他の不正の行為により申込みされたことが確認された場合は、耐震診断士の派遣を行わない場合があります。 （2）耐震診断の結果、耐震性能を満たしていることが確認された場合は、以降の耐震改修等補助は受けることができません。 （3）図面がない場合等は、不利な条件を仮定して耐震診断を行うことがあるため、実際の耐震性より低く評価されることがあります。補助を受けて耐震改修工事を行う場合は、事前に耐震改修設計が必要ですが、その際の詳細な調査の結果、耐震性能を満たしていることが確認された場合は、耐震改修工事の補助は受けることができません。 （4）床下、小屋裏・天井裏へ入れない場合は、耐震診断を行うことができない場合があります。 ・申込・問合せ先： 〒862-0950　熊本市中央区水前寺 6 丁目 32-1 一般財団法人熊本県建築住宅センター Tel :096-385-0771　Fax:096-285-6966　Mail:soumu@bhckuma.or.jp ホームページ：http://www.bhckuma.or.jp/?page_id=1690 ※申込書は各市町村（熊本市を除く）、広域本部景観建築課でも配布しています。

平成 29 年 4 月時点。

資料：熊本県ホームページ、一般財団法人熊本県建築住宅センターホームページ

6-5　地震時の総合的な安全対策

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、空港等の公共的な施設において天井落下等の被害が多数発生しており、改めて天井落下防止対策等の必要性が指摘されています。本町では、被害の発生するおそれのある建築物の状況把握や、所有者に対して必要な対策が講じられるように啓発・指導を進めます。

1）天井等の非構造部材に関する安全対策

《天井の落下防止》

・ 大規模空間を持つ建築物では、天井等の非構造部材が落下・崩壊する等の被害発生が想定されるため、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

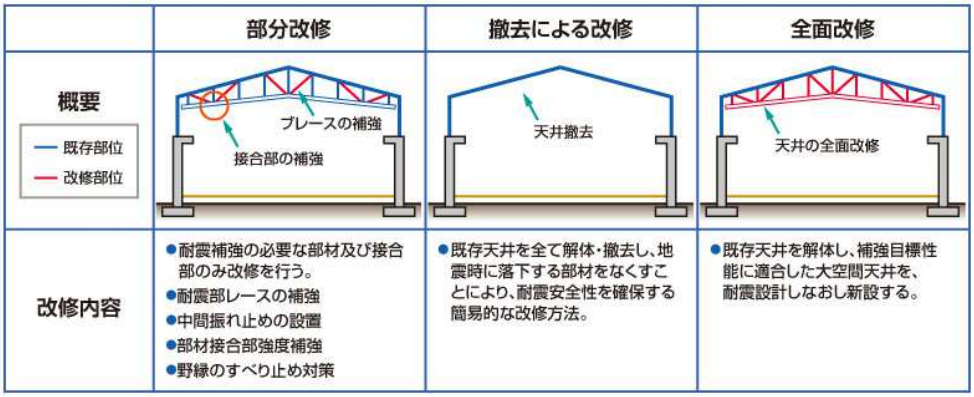

図　天井落下防止策の例

2）密集市街地等における安全対策

・ 住宅の耐震化についてはあさぎり町全域を対象としますが、「5-5　重点的に耐震化を促進する地域」の中でも、木造住宅が大半を占める地域は、地震時等において大規模な火災の可能性があることから、防災街づくり施策の一環として重点的に耐震化・不燃化を推進します。

・ 密集住宅地の整備手法である住宅市街地総合整備事業（密集型）等では建替えや区画道路等の整備に対する補助メニューが用意されており、国でも密集市街地の安全性向上を喫緊の課題としているため、このような手法を組み合わせた耐震改修の促進を検討します。

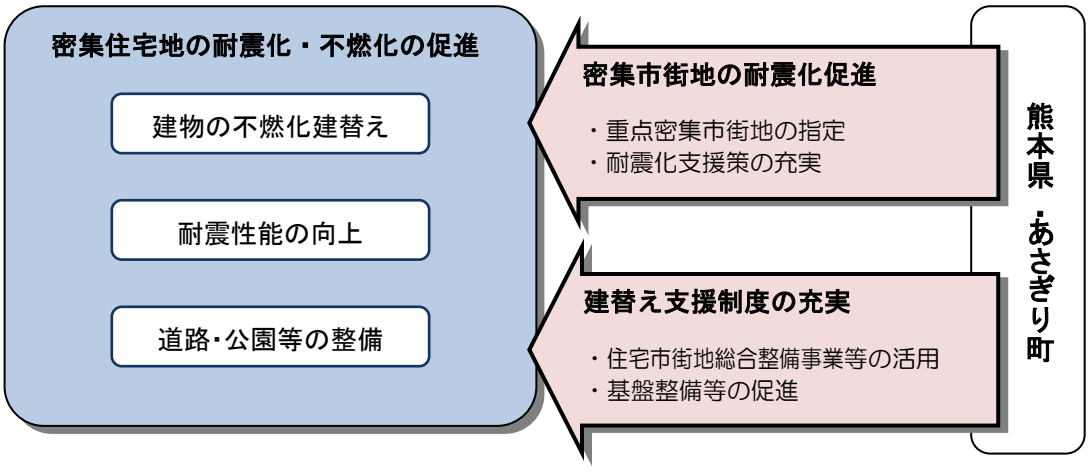

図　密集市街地の耐震化・不燃化の手法

3）ブロック塀倒壊等の防止対策

・ 建築基準法施行令では、建築物に付属するブロック塀について、構造安全上の面から基準が定められていますが、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊による死者が発生した事例もあります。ブロック塀倒壊の危険性や基準等について、ホームページへの掲載やパンフレット配布等により町民周知を図るとともに、正しい施工技術・補強方法の普及に向けて、必要に応じた指導に努めます。

・ 町内には、狭あい道路に面したブロック塀・石塀も多く、地震時の倒壊による被害が懸念される地域が多くあります。特に避難路や小学校の指定通学路沿いにも危険なブロック塀等が存在している可能性があるため、十分な調査を行うとともに、危険性の高いブロック塀の補強、生垣等への転換を促進します。

4）窓ガラス破損・落下等に関する安全対策

・ 窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について、町民への周知を図るとともに、その安全な設置方法の紹介や構造・施工状態の早期点検を促します。ガラス止めとして使用されるシーリング等、材質の改善や屋外看板等の設置補強等に関する情報について提供を行います。

5）エレベーター閉じ込めに関する安全対策

・ 東日本大震災や熊本地震において、エレベーター停止による閉じ込め被害が数多く発生し、救出までに最大 9 時間以上かかるケースもあったことから、地震時の混乱を早期に解消する上でもエレベーターの安全確保は重要です。

《安全装置の設置促進》

・建築基準法施行令の改正（平成 21 年９月施行）によって、新たに設置されるエレベーターについては、安全装置の設置が義務付けられていますが、既設のエレベーターについては、改修を促進することが必要です。エレベーターを備える建築物の所有者等に対し、国や県と連携して啓発活動を行います。

《平常時からの正しい対処方法の周知》

・建築物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行います。

6）横断的な取り組みによる安全対策

《関係部局との連携による自然災害に配慮した防災計画の推進》

・ 大規模地震におけるがけ崩れ等の発生により、既存住宅・建築物の著しい被害や、緊急輸送道路の閉塞等、社会的に重大な被害が発生するおそれがあるため、土砂災害に対する安全性を向上させます。

・ 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するための法律であり、本町では土砂災害警戒区域が 99 箇所（うち特別警戒区域 94 箇所）指定されています。

・ 震災時に崩落の危険性が心配されるよう壁については、よう壁の安全性や耐震性の向上に関する普及・啓発を行い、耐震診断や改修の促進に努めます。また、地震や風水害によって土砂災害が発生するおそれのあるがけ地等について、がけ地の点検やパンフレットの配布等を行い、近隣居住者に注意を促します。

表　熊本県の土砂災害警戒区域等の指定状況

	土石流		急傾斜		地すべり		計	
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域
あさぎり町	19	14	80	80	0	0	99	94

資料：熊本県砂防課（平成 29 年 3 月 31 日指定済時点）

表　土砂災害防止法に基づく対策（熊本県HPより）

土砂災害警戒区域			
	うち土砂災害特別警戒区域		
警戒避難体制の整備	特定の開発行為に対する許可制	建築物の構造規制	建築物の移転等の勧告
土砂災害から国民の生命、身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。	住宅地分譲や社会福祉施設等の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。	居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。	著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
	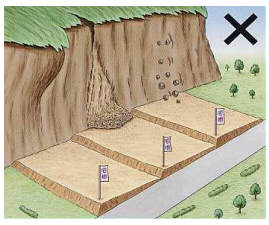	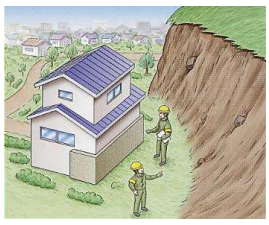	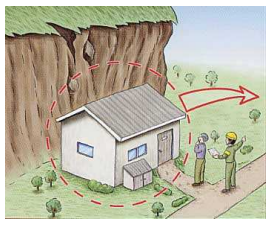

7）その他

《応急危険度判定体制の充実》

・ 応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命に係わる二次災害を防止することを目的としています。

・ その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者等に対しても、その建築物の危険性について情報提供するものとしています。

・ 平成 28 年に発生した熊本地震においても活動が実施されており、熊本県では、講習会等を開催し、建築士等を中心に「応急危険度判定士」の登録を行い、災害時に備えています。

・ あさぎり町において、揺れやすさマップ等で想定される「人吉盆地南縁断層」等の大規模地震が発生した場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題等から、行政職員だけでの対応が困難となることが予想されます。

・ このため、県と連携しながら、登録されている応急危険度判定士の把握に努めるとともに、建築士会等の協力を得ながら、新規の民間建築士の応急危険度判定に関する講習の受講を促し、応急危険度判定士の人員確保を行い、地震時の二次災害防止に向けた体制づくりの検討を平常時より行うものとします。

図 判定結果表示ステッカー

第 7 章. 計画の実現に向けて

7-1　計画の進行管理

耐震化目標の達成に向けて、定期的な進行管理を行う必要があることから、耐震性が不十分な建築物の実態把握に努め、これを基にしたデータベース等の構築により、耐震改修実績等についても随時把握するよう努めます。

県と連携して適正な建築指導と一体したフォローを実施するとともに PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善を繰り返しながら、より目標に近づけていく取り組み方）に基づく計画の進行管理を行うよう検討します。

また、進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行います。